

(資料 1)

## 申 請 書 の 概 要

本年 3 月 2 日、東ソ一日向株式会社及び東ソ一株式会社から提出された中華人民共和国（以下「中国」という。）産の電解二酸化マンガン（Electrolytic Manganese Dioxide）（以下「EMD」という。）に対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書の概要は以下のとおり。

（注）東ソ一日向株式会社及び東ソ一株式会社は、本邦における EMD の唯一の生産者である。

1. 不当廉売された貨物の輸入が、不当廉売関税の課税期間の満了後に継続し又は再発するおそれ

- (1) 中国産 EMD の本邦向けの輸出価格は、複数の品種において正常価格を下回っている。
- (2) 中国産 EMD の第三国に対する輸出価格は、一部の品種を除き、正常価格を下回っている。
- (3) 中国の供給者は一定の余剰生産能力がある。
- (4) 中国産 EMD は、米国において不当廉売関税（税率：149.92%）が課されており、同国市場へのアクセスが制限されている。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入が継続し又は再発するおそれがある。

2. 本邦の産業に与える実質的損害の事実が、不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

- (1) 本邦における EMD の需要は大きく伸張することが見込めない状況である。
- (2) 本邦の産業は、直近まで継続していた不当廉売された貨物の輸入により生じていた実質的な損害から十分に回復しておらず、不当廉売に対して脆弱な状況にある。

したがって、このような状況において、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実が再発するおそれがある。

3. 以上のことから、中国産 EMD に対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める。

（以上）